

令和5年2月9日

## まちづくり委員会資料

令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第12号

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正  
する条例の制定について

**資料1** 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する  
条例 改正概要

**資料2** 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例 新旧対照表

まちづくり局

## 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例 改正概要

### 1 条例の趣旨

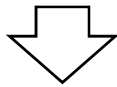
川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例（以下「施行条例」という。）は、土地区画整理法（以下「法」という。）第3条第4項の規定により川崎市が施行する登戸地区の土地区画整理事業に関し、事業の名称や施行地区に含まれる地域の名称など同法第53条第2項に規定する事項及びその他必要な事項を定めるための条例。

### 2 条例改正の内容

登戸土地区画整理事業における第6回事業計画変更によって、施行地区を2工区に分けたことに伴い、同事業の施行条例を改正する。

（改正前）

工区分けなし



（改正後）

<u>工区の名称</u>	<u>工区に含まれる地域</u>
<u>第1工区</u>	<u>川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部</u>
<u>第2工区</u>	<u>川崎市多摩区登戸字辛耕地の一部</u>

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前						
<p>○川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例 昭和63年 6 月27日 条例第25号 (施行地区及び工区に含まれる地域)</p> <p>第4条 事業の施行地区に含まれる地域は、川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部とする。</p> <p>2 前項の施行地区を2工区に分け、各工区の名称及び各工区に含まれる地域は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="150 613 794 862"> <thead> <tr> <th>工区の名称</th> <th>工区に含まれる地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1工区</td> <td>川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部</td> </tr> <tr> <td>第2工区</td> <td>川崎市多摩区登戸字辛耕地の一部</td> </tr> </tbody> </table>	工区の名称	工区に含まれる地域	第1工区	川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部	第2工区	川崎市多摩区登戸字辛耕地の一部	<p>○川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例 昭和63年 6 月27日 条例第25号 (施行地区に含まれる地域)</p> <p>第4条 事業の施行地区に含まれる地域は、川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部とする。</p> <p>2 前項の施行地区を2工区に分け、各工区の名称及び各工区に(新設)</p>
工区の名称	工区に含まれる地域						
第1工区	川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部						
第2工区	川崎市多摩区登戸字辛耕地の一部						